

I P 告知端末の回収・撤去について

令和7年4月1日付け「全戸配布」資料にて、ご案内させていただいたとおり、行政情報告知端末(I P 告知端末)は、令和7年3月31日で運用終了しました。

今後、町では、町内事業者が「端末機・附属機械の回収」と「屋外引込線の撤去」を3年間かけて行います。実施の前には、個別にご連絡させていただきます。

なお、回収・撤去費用削減のため、「端末機・附属機械を役場に持参」いただける世帯の方に、「しおりんポイント2,000ポイント」を付与いたします。

詳細は、「全戸配布」資料又は裏面をご確認いただき、可能な方はご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、悪徳な特殊詐欺にはご注意ください、ご不安な場合は、役場総務企画課にご連絡ください。



☆回収するもの（役場へ持参いただくもの）

☆ I P 告知端末機



☆ 附属機械 光交換機 (GE-ONU) ・電源等



注意！ 回収しないもの

（絶対に！ 取り外さない！ フタを開けない！ 線を切らない！）

★ 地デジテレビ難視聴地域用テレビ放送受信設備 光交換機 (V-ONU)



一部の世帯・事業所に
設置されています。

取り外す・フタを開ける・
線を切るなどしてしまうと
地上デジタル放送テレビが
視聴できなくなります。

申請・ポイント付与手続の詳細は、
裏面をご覧ください。

問い合わせ先：総務企画課情報係
電話：01655-4-2511

申請・ポイント付与手続の流れ

- ① ご家庭の、端末機(IP電話)と附属機械(GE-ONU、電源等)を取り外してください。
- ② 上記返却機器、本人確認書類、しもりんポイントカード（※該当世帯の方のものは可）を持ち、（**代理人の場合は、委任状も持参**）役場 1 階 総合窓口 へお越しください。
- ③ 受付窓口で、申請書を提出し、（**代理人の場合は、委任状も提出**） 本人確認書類を提示してください。
- ④ 申請書・本人確認書類等の確認後、審査で認められた場合、しもりんポイントカードへ、ポイントを付与します。（対象：下川町に住民票のある個人）

回収についてのQ&A

Q 取り外すのに、不安がある。

A 取り外し方に不安がある場合は、無理に外そうとせずお待ちください。改めて業者が回収に伺います。

Q 亡くなった家族の住宅にある機器を返却したい。どうすれば良いか。

A 住宅・機器を管理をされている方が取り外され、上記の流れのとおり、管理者として申請（この場合、委任状は不要）とその旨の申し出をしてください。（「**管理者の方の**」しもりんポイントカードを持参）

お問い合わせ

下川町役場 総務企画課 情報係
TEL：01655-4-2511（内線222・224）